

# 令和7年度彩の国さいたま人づくり広域連合一般会計予算

## 1 歳入 (単位 千円)

款	項	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	比較
1 分担金及び 負担金		155,914	157,154	△ 1,240
	1 負担金	155,914	157,154	△ 1,240
2 財産収入		1,285	38	1,247
	1 財産運用収入	1,285	38	1,247
3 繰入金		19,376	13,378	5,998
	1 基金繰入金	19,376	13,378	5,998
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		126,351	126,338	13
	1 預金利子	1	0	1
	2 雑収入	126,350	126,338	12
歳入合計		302,927	296,909	6,018

## 2 歳出 (単位 千円)

款	項	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	比較
1 議会費		404	404	0
	1 議会費	404	404	0
2 総務費		9,129	7,621	1,508
	1 総務管理費	9,043	7,535	1,508
	2 選挙費	31	31	0
	3 監査委員費	55	55	0
3 事業費		292,394	287,884	4,510
	1 事業管理費	149,692	150,322	△ 630
	2 人材開発事業費	128,525	126,405	2,120
	3 人材交流事業費	984	904	80
	4 人材確保事業費	13,193	10,253	2,940
4 予備費		1,000	1,000	0
	1 予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		302,927	296,909	6,018

## 第9号議案

令和7年度彩の国さいたま人づくり広域連合一般会計予算

令和7年度彩の国さいたま人づくり広域連合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302,927千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和7年度彩の国さいたま人づくり広域連合  
一般会計の予算に関する説明書

令和7年度彩の国さいたま人づくり広域連合一般会計の予算に関する説明書  
歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 分担金及び負担金	155,914	157,154	△ 1,240
2 財産収入	1,285	38	1,247
3 繰入金	19,376	13,378	5,998
4 繰越金	1	1	0
5 諸収入	126,351	126,338	13
歳入合計	302,927	296,909	6,018

(歳出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳	
				特定財源	負担金
1 議会費	404	404	0	199	205
2 総務費	9,129	7,621	1,508	6,668	2,461
3 事業費	292,394	287,884	4,510	139,146	153,248
4 予備費	1,000	1,000	0	1,000	0
歳出合計	302,927	296,909	6,018	147,013	155,914

2歳入  
 (款) 1 分担金及び負担金

(単位 千円)

項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	155,914	157,154	△ 1,240			
1 県負担金	154,122	155,362	△ 1,240	県負担金	154,122	規約第18条に基づく県負担金 議会費 202 一般管理費等 2,421 事業総務費 103,094 県職員研修費 34,632 施設運営管理費 13,773
2 市町村負担金	1,792	1,792	0	さいたま市負担金	1,792	規約第18条に基づくさいたま市負担金 議会費 3 一般管理費等 40 事業総務費 642 市町村職員研修費 630 施設運営管理費 267 人材交流事業費 16 人材確保事業費 194
計	155,914	157,154	△ 1,240			

## (款) 2 財産収入

(単位 千円)

項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財産運用収入	1,285	38	1,247			
1 利子及び配当金	1,285	38	1,247	基金運用収入	1,285	財政調整基金
計	1,285	38	1,247			

## (款) 3 繰入金

(単位 千円)

項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	19,376	13,378	5,998			
1 財政調整基金繰入金	19,376	13,378	5,998	財政調整基金繰入金	19,376	県職員研修費 5,861 市町村職員研修費 6,094 政策研究支援事業費 620 施設運営管理費 4,801 人材確保事業費 1,000 予備費 1,000
計	19,376	13,378	5,998			

## (款) 4 繰越金

(単位 千円)

項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	1	0			
1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金	1	
計	1	1	0			

## (款) 5 諸収入

(単位 千円)

項 目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 預金利子	1	0	1			
1 預金利子	1	0	1	預金利子	1	
2 雑入	126,350	126,338	12			
1 市町村振興協会 助成金	122,825	122,825	0	一般助成金	122,825	(公財)埼玉県市町村振興協会助成金 議会費 199 一般管理費等 2,381 事業総務費 45,954 市町村職員研修費 43,017 施設運営管理費 18,307 人材交流事業費 968 人材確保事業費 11,999
2 雑入	3,525	3,513	12	雑入	3,525	財政調整基金積立金 3,000 研修受講負担金 事業総務費 2 社会保険料本人負担分 市町村職員研修費 10 テキスト売払い代金 施設運営管理費 513 社会保険料本人負担分等
計	126,351	126,338	13			

3 歳 出  
(款) 1 議会費

(単位 千円)

項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
				特定財源	負担金	区 分	金 額	
1 議会費	404	404	0	199	205			
1 議会費	404	404	0	諸収入 199	県負担金 202 さいたま市負担金 3	1 報酬 8 旅費 10 需用費 11 役務費 13 使用料及び 賃借料	195 39 45 25 100	議員報酬 195 議会運営費 209
計	404	404	0	199	205			

(款) 2 総務費

(単位 千円)

項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
				特定財源	負担金	区 分	金 額	
1 総務管理費	9,043	7,535	1,508	6,626	2,417			
1 一般管理費	4,756	4,495	261	諸収入 2,340	県負担金 2,378 さいたま市負担金 38	8 旅費 9 交際費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 17 備品購入費	96 50 403 573 498 2,852 284	一般管理費



項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
				特定財源	負担金	区 分	金 額	
2 公平委員会費	1	1	0		県負担金 1	12 委託料	1	県人事委員会への委託
3 財政調整基金費	4,286	3,039	1,247	財産収入 1,285 繰越金 1 諸収入 3,000		24 積立金	4,286	財政調整基金積立金
2 選挙費	31	31	0	15	16			
1 選挙管理委員会費	31	31	0	諸収入 15	県負担金 15 さいたま市負担金 1	1 報酬 8 旅費 11 役務費	21 8 2	委員報酬 21 事務費 10
3 監査委員費	55	55	0	27	28			
1 監査委員費	55	55	0	諸収入 27	県負担金 27 さいたま市負担金 1	1 報酬 8 旅費 10 需用費 11 役務費	20 21 10 4	委員報酬 20 事務費 35
計	9,129	7,621	1,508	6,668	2,461			

(款) 3 事業費

(単位 千円)

項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
				特定財源	負担金	区 分	金 額	
1 事業管理費	149,692	150,322	△ 630	45,956	103,736			
1 事業総務費	149,692	150,322	△ 630	諸収入 45,956	県負担金 103,094 さいたま市負担金 642	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金、補助 及び交付金	63,655 49,923 25,933 10,181	職員給与費

項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
				特定財源	負担金	区 分	金 額	
2 人材開発事業費	128,525	126,405	2,120	79,223	49,302			
1 県職員研修費	40,493	42,978	△ 2,485	繰入金 5,861	県負担金 34,632	7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金、補助 及び交付金	946 50 815 33,676 2,264 2,454 288	県職員研修費
2 市町村職員研修費	49,751	45,827	3,924	諸収入 43,027 繰入金 6,094	さいたま市負担金 630	7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金、補助 及び交付金	3,028 223 1,336 37,926 2,032 1,334 3,872	市町村職員研修費
3 政策研究費	620	620	0	繰入金 620		7 報償費 8 旅費 10 需用費	400 100 120	政策研究支援事業費

項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
				特定財源	負担金	区 分	金 額	
4 施設運営管理費	37,661	36,980	681	繰入金 4,801 諸収入 18,820	県負担金 13,773 さいたま市負担金 267	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 17 備品購入費 18 負担金、補助 及び交付金 26 公課費	2,001 767 940 510 12,201 2,381 16,308 1,646 852 30 25	施設運営管理費
3 人材交流事業費	984	904	80	968	16			
1 人材交流事業費	984	904	80	諸収入 968	さいたま市負担金 16	7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費	100 93 50 741	人材交流事業費
4 人材確保事業費	13,193	10,253	2,940	12,999	194			
1 人材確保事業費	13,193	10,253	2,940	諸収入 11,999 繰入金 1,000	さいたま市負担金 194	7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 18 負担金、補助 及び交付金	310 104 1,386 1,293 6,497 2,600 1,003	人材確保事業費
計	292,394	287,884	4,510	139,146	153,248			

## (款) 4 予備費

(単位 千円)

項 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
				特定財源	負担金	区 分	金 額	
1 予備費	1,000	1,000	0	1,000				
1 予備費	1,000	1,000	0	繰入金 1,000				
計	1,000	1,000	0	1,000	0			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	議 員	6	195			195	195	
	その他の特別職	5	41			41	41	
	計	11	236			236	236	
前年度	議 員	6	195			195	195	
	その他の特別職	5	41			41	41	
	計	11	236			236	236	
比 較	議 員	0	0			0	0	
	その他の特別職	0	0			0	0	
	計	0	0			0	0	

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	負担金 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
本 年 度	18(1)	2,001	63,655	49,639	115,295	26,873	10,181	152,349	( ) : うち会計年度任用職員
前 年 度	18(1)	1,894	64,685	49,065	115,644	27,129	10,150	152,923	( ) : うち会計年度任用職員
比 較	0(0)	107	△ 1,030	574	△ 349	△ 256	31	△ 574	

職員 手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤 務等手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末・勤勉 手当 (千円)
	本年度	1,026	5,635	3,806	1,241	6,936	28	2,494	28,473
	前年度	822	5,782	3,380	1,361	7,025	28	2,494	28,173
	比 較	204	△ 147	426	△ 120	△ 89	0	0	300

ア 常勤職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	負担金 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
本 年 度	17		63,655	48,872	112,527	25,933	10,181	148,641	
前 年 度	17		64,685	48,354	113,039	26,268	10,150	149,457	
比 較	0		△ 1,030	518	△ 512	△ 335	31	△ 816	

職員 手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤 務等手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末・勤勉 手当 (千円)
	本年度	1,026	5,635	3,806	1,241	6,936	28	2,494	27,706
	前年度	822	5,782	3,380	1,361	7,025	28	2,494	27,462
	比 較	204	△ 147	426	△ 120	△ 89	0	0	244

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	負担金 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)				
本 年 度	1	2,001		767	2,768	940		3,708	短時間勤務
前 年 度	1	1,894		711	2,605	861		3,466	短時間勤務
比 較	0	107		56	163	79		242	

職員 手当の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	時間外勤 務等手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末・勤勉 手当 (千円)
	本年度								767
	前年度								711
	比 較								56

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1,030	給与改定に伴う増減分	2,044		
		その他の増減分	△ 3,074	人事異動等に伴う減	
職員手当	574	その他の増減分	574	人事異動等に伴う増	

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	327,121
	平均給与月額(円)	388,680
	平均年齢(歳)	41.6
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	322,189
	平均給与月額(円)	377,770
	平均年齢(歳)	42.2

イ 級別職員数

区分	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年1月1日 現在	1級	0	0.0
	2級	5	31.3
	3級	5	31.3
	4級	2	12.5
	5級	2	12.5
	6級		
	7級	1	6.2
	8級	1	6.2
	計	16	100.0
令和6年1月1日 現在	1級	0	0.0
	2級	3	18.8
	3級	7	43.8
	4級	2	12.5
	5級	2	12.5
	6級		
	7級	1	6.2
	8級	1	6.2
	計	16	100.0



(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行 政 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 査 主 任	主 査	主 幹	主 幹	マネージャー	事務局長

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計(月分)	職制上の段階、 職務の級等 による加算措置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
本 年 度	(1.2) 2.30	(1.2) 2.30	(2.4) 4.6	有	
前 年 度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.4) 4.6	有	
国 の 制 度	(1.2) 2.30	(1.2) 2.30	(2.4) 4.6	有	

※ ( )内は再任用職員

エ 地域手当

支給対象地域	さいたま市
支給率 (%)	8.3
支給対象職員数(人) (令和7年1月1日現在)	17
国の指定基準に 基づく支給率(%)	15

オ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	交通機関等利用者等の支給上限額を75,000円としている。 また、交通用具使用者の支給に係る上限額を片道75キロメートルに相当する額とし、距離段階区分を1キロメートルごととしている。